

あなたにふりかかるのは 明日かもしれない！

トラブル回避の方法



契約を解消しようと思ったら、クーリング・オフを！

●はがきの書き方

契約解除通知書

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○○円

販売者 ○○○○株式会社

□□営業所

担当者△△△△

上記日付の契約を解除します。

平成〇年〇月〇日

〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 ○○○○○

郵便はがき



○○市○○区○○町
○○○○株式会社 御中

はがきは、コピーをとって、簡易書留など証拠の残る方法で出しましょう。

●マルチ商法以外でクーリング・オフができる場合（特定商取引法）

取引の形態	クーリング・オフ期間
訪問販売（キャッチ・セールス、アポイントメント・セールス等） 特定継続的役務提供（エステ、外国語会話教室、PC 教室等） 電話勧誘販売、訪問購入	8 日間
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法等）	20 日間

困った時は、消費生活相談窓口に連絡を！

●相談窓口

名古屋市内在住・在勤・在学の方は



名古屋市消費生活センター

■平日（祝日・年末年始は除く）

受付時間：午前 9 時～午後 4 時 15 分

●消費生活相談 **052-222-9671**

●架空請求ホットダイヤル **052-222-9674**

※有料サイト利用料請求や架空請求ハガキなど、不当な請求に関する相談専用

●サラ金・多重債務特別相談 **052-223-3160**

■土曜日・日曜日（祝日・年末年始は除く）

受付時間：午前 9 時～午後 4 時 15 分

●土・日テレフォン相談 **052-222-9690**

住所：名古屋市中区栄 1 丁目 23 番 13 号 伏見ライフプラザ 11 階
PC アドレス：<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

最寄りの消費生活相談窓口がわからない方は

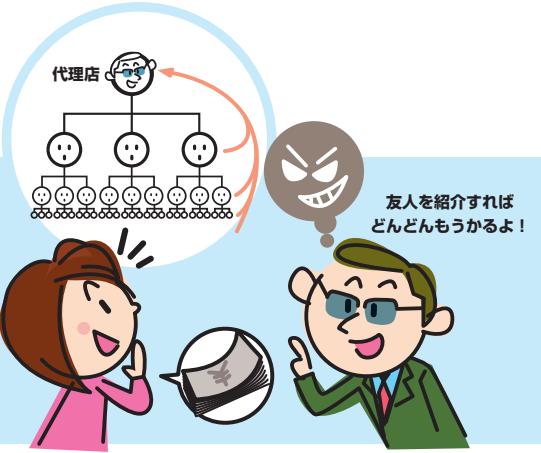
●消費者ホットライン **0570-064-370**

※お近くの消費生活センターもしくは国民生活センターにつながります。

マルチ商法

●マルチ商法とは

商品やサービスを契約して会員となり、自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法です。しかし、成果を上げることはできず、最終的に借金ができ被害者となるだけでなく、加害者となり友人、親類との関係が壊れるケースが多いです。



友人からの儲け話



●マルチ商法の「対策」

甘~い言葉に注意しin

簡単にもうけられるよ！ 紹介するだけでもうけられるよ！

さらに…

マルチ商法じゃないよ、“ネットワークビジネス”
“サイドビジネス”だよ。 という誘いに注意！

夢はありますか？

定例の集会（パーティー、会議など）に参加してほしい。

ちょうど近くに知り合いが来てるから呼んでいい？

など、言葉巧みに誘導してくれる！

信頼している人からの誘いでもすぐに返事をしてはいけない!!!

●マルチ商法とねずみ講

マルチ商法 商品販売やサービス契約が目的。特定商取引法において消費者被害を防止するための規制がある。

ねずみ講 商品販売等が目的ではなく、下位の会員から徴収した**金品**を上位の会員に分配するのが目的。無限連鎖講の防止に関する法律で禁止されている。

Ex. 1人が2人勧誘すると…

27代目で日本の人口を超えることに！
日本の人口…1億2729万人（2013年現在）
ねずみ講はいずれ破たんすることは明らか！

●クーリング・オフ

契約書面を受け取った日を含めて**20日以内**であれば一方的に無条件で契約を解除することができる。

★クーリング・オフをする時のポイント

- 必ずはがきなどの**書面**で事業者に通知する。
- コピーをとって**証拠を残し**、特定記録郵便や簡易書留等の**出した日付がわかる方法で出す**。
- クレジットカードを利用した場合は**クレジット会社にも通知を出す**。

※クーリング・オフは、はがきなどを通知した時に効力が発生する（発信主義）

★はがきの書き方は裏表紙にて→

これ以外にも中途解約制度があります。

契約者が未成年者の場合、未成年者取消権が使える場合があります。

詳しくは消費生活センターへ！

電子マネーとクレジットカードについて

～気を付けて！知っているつもりが落とし穴～

電子マネーとは

金銭に似た価値として認められた電子情報を、電子機器に記録させ、その情報の移転によって支払いを終わらせるのに使われているよ。

電車料金の支払いに利用できる交通系電子マネーと買い物に利用できる流通系電子マネーがあり、現金での支払いに比べてスピードで便利だよ。

●決済方式の分類

プリペイド（前払い）方式

事前に入金し、電子マネーにチャージされた分だけ利用できる。

ポストペイ（後払い）方式

あらかじめクレジットカード会社などとの契約が必要。

電子マネー利用後に金融口座から利用金額が引き落とされる。

オートチャージ

電子マネーのチャージが一定額を下回ると、自動的にクレジットカードや金融口座からチャージが補充される。

●紛失や盗難時の対応

補償されるのは記名式！

・記名式は入会時に氏名、住所、電話番号などを発行会社に登録したもの。

* 交通系電子マネーは無記名式と記名式の両方あるよ。

返金される金額は利用停止時の残金！

・紛失したときは、すぐに発行会社（交通系なら駅の窓口）に連絡すれば停止。

* ただし、種類によっては連絡から利用停止までに時間がかかるものもある。

→利用停止までに使われた金額は補償されない。

●使用上の注意点は？

● ポストペイやオートチャージは使った金額が目に見えないため、使いすぎてしまわないように注意！

● 一度チャージしたものは現金化ができない！

● 複数枚の電子マネーを所持する場合には同じ財布や定期入れに収納して、改札口で読み取らせた場合、エラーが発生する所以があるので、カードごとに分けて持つとよい！

クレジットカードとは

月に一度の締め日を設けて、その間の利用分をまとめて所定の支払日に決済する支払い手段のことだよ。

このカードを手に入れるためにはカード会社に一定の信用があると認められる必要があるよ。

●信用してもらうために必要なこと

所定の日に支払えることが必要で審査項目には三つあるよ。

収入に関する審査 住居に関する審査 個人情報

●主な支払方法の種類

一括払い、ボーナス一括払い、分割払い、リボルビング払いの四つがあるよ。

	メリット	デメリット
一括払い	返済額の把握がしやすい	返済額が大きい
ボーナス一括払い	高額なものでも一括で払いやすい	時期によって返済時期が固定される
分割払い	返済が一定のため家計の計画が立てやすい	何回も利用すると返済額が上乗せされていく
リボルビング払い	毎月の返済額を決めておける	返済金額の把握が難しい

※一括払いやボーナス一括払いには一般的には手数料がかからないけど…

分割払いやリボルビング払いは手数料がかかってしまうんだ！

返済額が多くなるよ！

さらに、リボルビング払いはどれだけカードを利用して毎月の返済額は一定…

返済残額が把握しにくく、

いつまでたっても返済が終わらない危険性もあるんだ！！

●カード利用の禁止行為

クレジットカードは他人に貸さない！

クレジットカードを他人に貸すことはクレジット不正利用となるよ

規約をしっかり読もう

責任がカードの名義人に問われることになる。

ショッピング枠の現金化はしないこと！

クレジットの後払いという特性を生かして商品券など（劣化しないもの）を手に入れ、それを買入れ・転売などの方法で現金化すること

大変危険な取引

一部の業者が資金に困ったカード利用者に現金化を勧誘してくれることがあるけど、カード会社の規約違反になるうえ、犯罪や思わぬトラブルに巻き込まれることにもなるんだ！！

オンラインゲーム

●現状

消費生活センター等に寄せられるオンラインゲームに関する相談件数が年々増加している。
※未成年者が親のクレジットカードを無断で使ってトラブルになるケースも増加。

●有料オンラインゲームの支払方法

- ・クレジット、電子マネー
- ・携帯電話料金とともに支払う
(携帯電話会社の課金代行サービス)

●オンラインゲーム依存の主な原因

- ・欲しい時に簡単にダウンロードできる。
- ・家庭ゲーム機と比べ安上がりでゲームを楽しめるイメージがある。
- ・どこでもゲームすることができる。
- ・無料ダウンロードという表示。
(アイテム課金などの有料表示がない)
- ・スマートフォンの普及。
- ・ゲーム攻略に没頭。

●事例～A君の失敗～

満18歳の大学生A君が携帯電話のオンラインゲームで遊んでいたところ、親に無断でゲームの中のアイテムを購入してしまった。携帯電話の通話料金の請求書と共にゲームの利用料金（アイテム課金）10万円を請求されてしまった。



●防止策

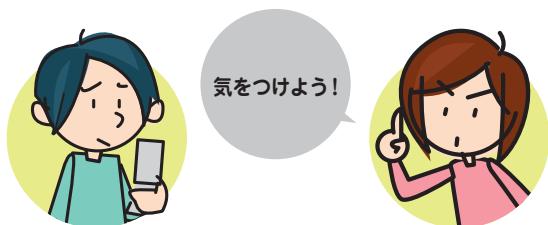
利用者の防止策

- ・携帯契約会社に頼み利用限度額を設定する。(年齢にかかわらず)
- ・ゲームの仕組みを理解する。どれくらい課金しているのか自分で把握しておく。

利用者以外の防止策（親、保護者など）

- ・子どもとオンラインゲームの利用のしかたについて話し合う。
 - ・携帯電話の暗証番号、クレジットカード番号は子供に知られないように管理する。
- ※請求額に不審があった場合には、まず請求元の（携帯・カード）会社に確認。
※納得のいかない場合には、早めに各地の消費生活センターに相談することが一番。

要するにオンラインゲームをする時は仕組みを理解すること!!



●未成年者が契約した場合

未成年者（満20歳未満の人）が、契約などの法律行為をする場合→親などの法定代理人の同意を得なければなりません。(ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りではありません)

- ・未成年者が親の同意なしに行った契約は「未成年契約の取り消しの効果によって契約を無効にできる」といった場合があります。
- ・取り消しをすると、代金支払の義務はなくなります。（未成年者が支払った代金があれば、返還請求できます）

未成年者が何でも未成年取り消し使えるとは限らない。

- ・小学生と大学生とでは対応が異なる。
- ・個々のケースやゲーム会社により、対応が異なる場合がある。